

2004年9月 No.443

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

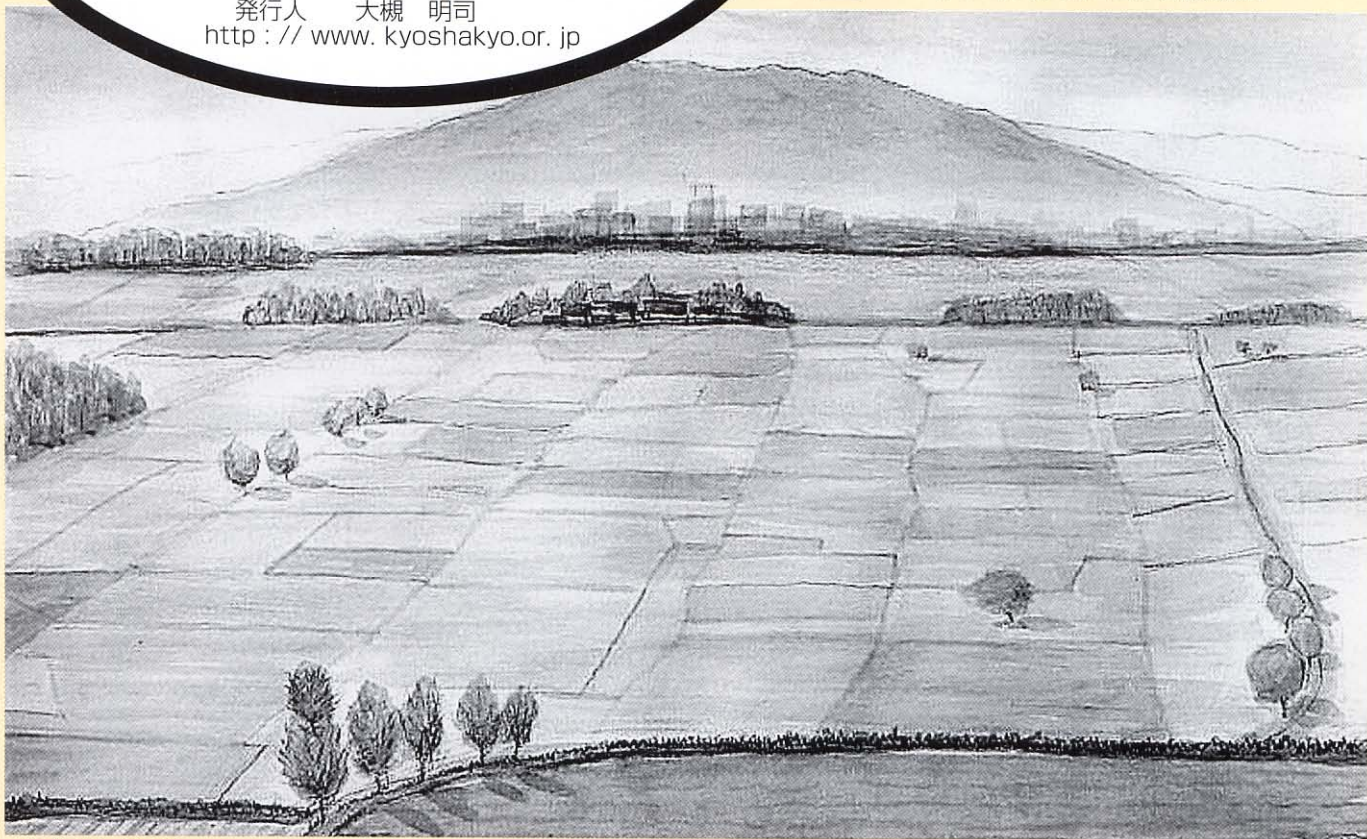
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…介護保険制度の現状と課題
- 5面…災害時における福祉救援活動を迅速に展開するために
- 6面…きばってます～宇治市社協の活動紹介
- 8面…ぶらっとホーム 北村友里さん
アテネパラリンピック水泳選手



亀岡市／千歳

もえくさ

地球上における日本列島の地理的・地般的条件下においては、大災害を伴う台風・豪雨・地震・噴火等は避けることの出来ない自然諸現象なのである。ならば、この自然諸現象に起因する災害がもたらすであろう被災状況を想定したうえで、災害に対する予防力と防御・緩和力を備えた安全で安心のできる人間社会の構築を目指さねばならないことは自明の理である。

然るに、自然環境を巡る近時の異変現象に影響を受けて多発している最近の自然災害の猛威を前にして、人間社会はその破壊力に翻弄され続けている。

こうした昨今の社会状況を目の当りにするにつけ、高度経済成長期以降の現代日本社会の建設はこの自明の理を軽視・無視して推し進められてきたのではないかと嘆かざるをえない。

周知の通り、諸外国からは勤勉な国民と評されている日本人の一人ひとりは、その誰もが自らの人生や生活設計を安定した生活基盤の上に構築しようと日夜努力してきている。

しかしながら、一度大災害に襲われたならば、こうした多くの国民が必死の想いで地道な努力を積み重ねて築いてきた「小さな・ささやかな幸福」さえもが、ものの見事に瞬時に壊され奪われてしまうというのが今日の悲しい現実なのである。

特に、今年には、未だ本格的な台風襲来シーズンに入っていないはずの六月から九月にかけて既に七つもの台風が上陸している(9/14現在)。このなかには、瞬間最大風速記録を各地で更新したうえに予想を超える甚大な高潮被害をもたらした超大型の十八号台風も含まれている。梅雨期以前の連日の真夏日出現による日本近海の海水温の上昇が原因ではないかとの指摘には説得力がある。七月に発生した新潟、福井集中豪雨災害は日本国内の何処において何時発生しても偶発性では片付けられない身近な洪水災害として、災害時にむけての対応準備の緊急性・必要性をリアルに浮き彫りにした。

加えて、九月に入ってから浅間山の中噴火が続いて、近畿一円を紀伊半島・東海道沖を震源地とする震度四～五弱の連発地震も襲っており、改めて国民のなかに自然界への畏怖心と恐怖心を植え付けている。かくして、自然災害への国民の危機管理意識と警戒心は深まらざるをえなくなってきた。

折りしも、九月一日は「防災の日」にあたる。こうした時期にこそ、数多(あまた)の人々の尊い命を奪い、かつ人生設計を狂わせてしまったあの未曾有の阪神・淡路大震災の被災状況をいま一度思い起こし、私たちが一生忘れてはならないこと、後世に語り継がねばならない教訓とは何なのか?そのことを改めてしっかりと噛み締めておきたいものである(関連記事五ページ参照)。

介護保険制度の現状と課題

平成十六年七月三十日に社会保障審議会・介護保険部会より「介護保険制度見直しに関する意見」が出され、このなかで、①介護保険給付の効率化・重点化、②「元氣な」高齢者から要介護度1程度までの方を対象とした「予防重視型システム」の構築、③年金、医療を含めた「社会保障の総合化」が基本的な視点としてあげられました。

そこで、今回は、平成十五年度介護保険制度の実施状況、市町村社協介護保険関係事業アンケートのまとめなどを踏まえて、介護保険制度の現状について考えることとします。〈特に説明記載のない数値は「平成十五年度介護保険制度の実施状況（京都府）」データより〉

介護保険サービス利用者は 高齢者の「七人に一人」の割合

制度開始後五年目を迎え、市町村における介護保険事業は制度開始当初の「混乱期」を乗り越え、軌道に乗ってきているといえます。京都府の要介護等認定者数は、平成十六年三月末時点で、八五、八三五名であり、平成十五年三月の調査時に比べ六、五三二名増加しています。介護保険の始まった平成十三年三月末では五八、四九九名であったことに比して、二七、三三六名の増加（一・四七倍）となっています。

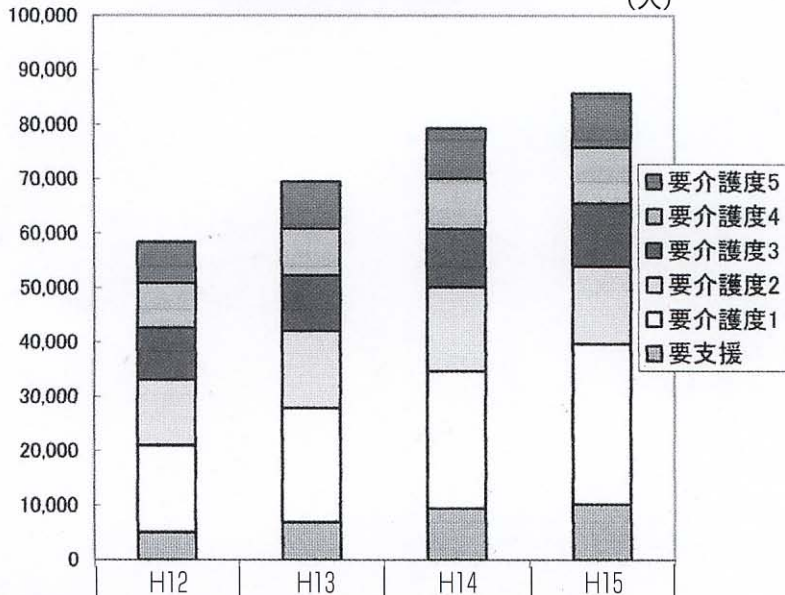
一方、平成十五年度末での京都府内の第一号被保険者（六五歳以上の高齢者）総数は五〇八、一七八名であり、要介護認定率は一六・四％（第二号被保険者を除く）となっています。つまり、約六人に一人が要介護認定高齢者ということになります。また、介護保険サービスの受給者数（平成十六年

三月の受給者数）は七〇、〇七六人であり、これは要介護認定者の八一・六％となっており、第一号被保険者の二三・八％となっています。つまり、高齢者全体の約七人に一人が何らかの介護保険サービスを利用している状況にあります。

地域福祉と介護保険制度

私たちの暮らしにおいて、行政サービスや介護保険制度など公的サービスの利用だけが暮らしを維持・継続することは、きわめて難しいのが現状です。一方、地域社会は、住民同士のお互いの助け合いや多様な人間関係のなかで成り立っています。社会福祉協議会を含め社会福祉法人としては、公的サービスと住民福祉活動やボランティアとの「つなぎ役」を担い、その人らしい暮らしを続けることができる仕組みをそれぞれの地域社会の特徴に合わせて創造して

京都府の要介護者認定数の推移



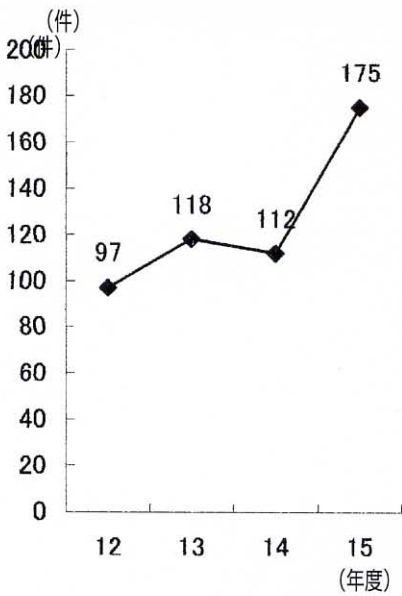
認定者数	H12	H13	H14	H15
要介護度5	7,612 (13.0)	8,641 (12.4)	9,265 (11.7)	9,898 (11.5)
要介護度4	8,258 (14.1)	8,722 (12.5)	9,207 (11.6)	10,417 (12.1)
要介護度3	9,469 (16.2)	10,121 (14.6)	10,672 (13.4)	11,602 (13.5)
要介護度2	12,127 (20.7)	14,220 (20.4)	15,486 (19.5)	14,175 (16.5)
要介護度1	15,936 (27.3)	20,943 (30.1)	25,267 (31.9)	29,556 (34.5)
要支援	5,097 (8.7)	6,920 (10.0)	9,406 (11.9)	10,187 (11.9)
合計	58,499 (100.0)	69,567 (100.0)	79,303 (100.0)	85,835 (100.0)

()内は%

いく役割をもっています。次に記すようなケース事例でこの役割の大切さを確認しておきます。

例えば、「介護保険の訪問介護サービスでは自分の飼っている犬猫の世話は適応除外となっているが、独居高齢者にとっては数少ない楽しみではないか。何とかならないのか」「訪問介護員は、生活する場所以外は掃除できないというが、庭に雑草が生い茂れば精神的によくはない」などと指摘する声があがっています。これらは介護保険制度では「訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為※」となっているため訪問介護員はそれらの行為を行っても保険給付の対象にはなりません。これら公的な制度にあてはまらないが、住民にとって必要なものを充たすものとして地域で行われている福祉活動に、地域のボランティアや近隣の助け合いや自治会活動などがあります。また、住民相互の様々な支援を、「互助」的な性格

市町村社協における苦情件数の変化



を残したままで、有償化した仕組みとして「住民参加型在宅福祉サービス」が府内十五社協で実施されています。この事業は、介護保険など公的サービスに該当しない生活支援を行っているものであり、同様の支援の仕組みとしては、シルバー人材センターや生活協同組合の活動があります。また、小地域単位で気軽に集うことのできる場として「ふれあい・いきいきサロン」が各地で広がりを見せています（平成十六年三月末で府内八五七カ所）。地域福祉の視点からいえば、これらのボランティアや住民生活と行政サービスや介護保険など公的サービスとを、「そのサービスを必要としている人」を中心に組み合わせることが求められています。

苦情解決等への取り組み

「市町村社協介護保険関係事業アンケート」では、苦情解決等の取り組みについても調査を項目としてとりあげています。結果は次のとおりです。平成十五年度については市町村社協に一七五件の苦情件数が報告され、昨年（一一二件）に比べ約一・六倍となっています。最も割合の高いものは「サービスの質や量」に関するもので三四・三%を占めています。次いで「職員との接遇」

「市町村社協介護保険関係事業アンケート」では、苦情解決等の取り組みについても調査を項目としてとりあげています。結果は次のとおりです。平成十五年度については市町村社協に一七五件の苦情件数が報告され、昨年（一一二件）に比べ約一・六倍となっています。最も割合の高いものは「サービスの質や量」に関するもので三四・三%を占めています。次いで「職員との接遇」

全国社会福祉協議会

しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償



●お問い合わせ先（この制度の詳細は別にご案内しているパンフレットでご確認下さい。）

取扱代理店 **福祉保険サービス** <http://www.fukushihoken.co.jp>
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン(幹事)、日本興亜損害保険(株)、エース損害保険(株)、東京海上火災保険(株)
(AF-04-000104 2004.4.12)

平成15年度
市町村社協に寄せられた苦情について

	件数 (割合)	
①職員の待遇	35	20.0%
②サービスの質や量 (ケアプラン関係含む)	60	34.3%
③利用料	4	2.3%
④説明・情報提供	11	6.3%
⑤被害・損害	19	10.9%
⑥権利侵害	1	0.6%
⑦その他	45	25.6%
合計	175	100.0%

社会保障審議会・介護保険部会の「介護保険制度見直しに関する意見」では、前述の基本的視点を踏まえ、制度改革の基本的方向として、「量」から「質」へのサービス改革の推進、在宅支援の強化と利用者負担

今後の課題

二〇・〇%、「被害・損害」一〇・九%となっています。各社協ごとの件数を比較すると、最大四八件（一社協）から最小〇件（二三社協）まであり、件数のちがいが顕著となっています。しかし、この件数の全体としての伸びは、「苦情」そのものが増加したというより、窓口を含め「苦情」を受け止める仕組みが整備されたことによる増加であると考えられます。

の見直し、市町村の保険者機能の強化を挙げています。また将来展望として「介護予防の推進」、「痴呆ケアの推進」、「地域ケア体制の整備」を示しています。これらの制度の転換において地域福祉を推進する立場としては、年齢や障害の有無に関わらず地域で暮らし続けることができる仕組みを構築することが求められているといえます。例えば契約行為に不安のある住民に対しては、福祉サービス利用援助事業（要介護認定が開始された平成十一年十月に事業を開始）や成年後見制度等の一層の促進が必要となります。また、契約に基づく制度は、理念的には利用者と事業者は対等な関係というものの、利用者や家族にとっては、「利用させていたただいている」という意識も根強くこのことしており、苦情が潜在化する原因にもなっています。今後は、利用者の状況に合わせた適切なサービス利用を促進するために、①苦情を顕在化させるための、利用者が「声」を出しやすい環境づくり、②事業者の自己評価、利用者による評価、第三者による評価等による福祉サービスの質の向上、③オンブズマン（オンブズパーソン）や介護相談員などによる利用者保護や代弁機能の強化などの取り組みが求められています。

（※）訪問介護の適正化について（全国介護保険担当課長会議資料 平成十二年七月三十一日）

平成17年度

高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金
「地方分」助成事業の募集のお知らせ

本事業は、高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、青少年の非行防止や健全育成、障害者スポーツの振興等の推進などの事業に対して助成し、民間の創意工夫を生かした社会福祉を振興するためのきめ細かな地域レベルの事業を支援します。

■助成対象事業

高齢者・障害者福祉基金…ボランティア団体等の多様な主体が参加した、従来の施策の枠を超えたきめ細かな在宅福祉事業

子育て支援基金……………子育て支援や、青少年の非行防止・健全育成等の推進のための事業

障害者スポーツ支援基金…スポーツを通じて障害者の社会参加を図るための障害者スポーツの育成・強化等の事業

■助成対象事業者（活動エリア、活動対象が京都市内の場合は京都市社協へお問い合わせください。）

公益法人、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等

■助成額 200万円以内（単年度事業）

■応募期間

平成16年9月1日（水）から平成16年10月31日（日）
（当日消印有効）

■問合せ・申込み先

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

ハートピア京都5階

京都府社会福祉協議会 福祉部 地域福祉・ボランティア振興課

TEL:075-252-6294/FAX:075-252-6310

※募集要領・交付要望書様式・記載要領・記載例については、福祉医療機構のホームページからダウンロードできます。またご希望がある場合は本会からファイルの転送も行いますのでお申し出ください。

※「特別分助成」について

特別分助成（長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金）につきましては下記までお問い合わせください。

■問合せ・申込み先

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13秀和神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 基金事業部 振興課

TEL:03-3438-9946/FAX:03-3438-0218

<http://www.wam.go.jp/wam/>（募集要領掲載中）

災害時における福祉救援活動を迅速に展開するために

—忘れてはならない四つの教訓—

一九九五年一月十七日未明の午前五時四十六分に発生した阪神・淡路大震災後、まもなく、まる十年が経過しようとしています。

『十年、一昔』といわれているように、残念なことではありますが、時の経過とともにあの生々しい惨状は人々の記憶から消え去ろうとしています。

表紙へもえくさの結びで記述されている「私たちが一生忘れてはならないこと、後世に語り継がねばならない阪神・淡路大震災福祉救援活動を通じての教訓とは何なのか？そのことを改めてしっかりと噛み締めておきたい」というくだり部分について、改めて、次のような内容で記憶にとどめ、語りついでいきたいものです。

その第一は、日常生活における近所付き け合いの積み重ねが〈近隣間の助け合い力〉を育めることにつながっており、その力が

〈災害時における力強い相互支援力〉になったということです。いざという時に頼り合

える力は自分たちの足元（＝地域社会での日々の暮らし方）にこそ存在しているのだということを決して忘れてはなりません。

公的支援や遠方からの支援が駆けつけるまでの災害発生直後の大事な時期を凌ぐ、〈近隣の相互支援力や地域ボランティア力〉こそが、実は災害発生直後の現実的で極めて

有効な福祉救援活動そのものなのだといことが見事に実証されているのです。（注）

その第二は、被災地以外の近隣・遠方から駆けつけたボランティアの自主性・自発性に基づく支援活動と被災地住民のニーズを上手く迅速に繋ぎ合わせる体制を機敏に確立・整備することが求められます。この課題を担う多数のボランティアコーディネーターの養成と訓練を普段から積み上げておくことの重要性が明らかになっていくことです。

第三には、全ての市町村の防災計画の中に、災害時における福祉救援ボランティア活動マニュアルを組み込んでおくことです。このマニュアルの中には、一つに『被害を想定した平常時の取り組み』を明確にしておくとともに、二つには、災害時においては高齢者や八

ンデイのある人々に救援すべきニーズと課題が集中して顕在化することが諸災害を通じて実証されていることから、『障害区分別避難対策マニュアル』を包含しておくことです。なお、本会における「障害区分別避難対策マニュアル」の作成事業を別記しておきます。

第四には、広域・市町村域での総合防災訓練の際には、そのプログラムの中に福祉救援ボランティア活動の実施訓練を組み込んで実施することが求められているということです。

その際、自主的な防災組織の組織化に繋がることを目指すとともに、当事者や当事者組織の参画も得て、ボランティアや地域住民が主体的に参加できる訓練内容となるように企画・実施するように配慮する必要があります。（注）

河田恵昭氏（都市防災事業の提言「大地震以後」岩波書店）によると、「倒壊した家屋などの下敷きになって自力で脱出できなかった人は、およそ三万五千人に上ると想定されている。その内、消防・警察・自衛隊によって救出された人は、七千九百人であり、その内半数以上は救出の時点ですでに死亡していた。一方、近隣の住民に救出された人は、約二万七千人であり、生存者は八十%を超えていた。」と記述されている。

「障害区分別避難対策マニュアル(仮称)」の作成を目指して

〔平成15年度事業実績〕

障害区分別マニュアル作成の第一段階として、市町村行政を対象とした「災害時における要配慮者への配慮に関する実態調査」を実施し、市町村地域防災計画上の要配慮者の位置づけ及び平常時の取り組み、災害時に想定されている要配慮者への配慮内容の実態を明らかにした。

〔平成16年度事業計画〕

- 被災時における福祉救援ボランティア活動ホームページの作成
- 災害時における要配慮者への配慮に関する実態調査報告書『災害に強い“まちづくり”を目指して』の発行
- 障害者等被災時避難体制アンケートの実施

※平成17年度以降に、「障害区分別避難対策マニュアル(仮称)」の作成を目指す。

きばってます!



～市町村社会福祉協議会の活動紹介～

中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業

「僕は正直、子どもが嫌いだったけど、無理やり赤ちゃんを渡されて抱いてみるとすぐに嫌いじゃなくなった。かわいいし、重かったけど良かった。」「赤ちゃんとふれあって、とても気持ち良くなった気がします。」

平成十六年六月、宇治市社会福祉協議会は宇治市立東宇治中

学校との共催で、「中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業」に初めて取り組みました。社協ではここ一、三年子育て応援事業を展開する中で「自分が子どもを生んで初めて赤ちゃんを抱いた」というお母さんの声や、子どもにどう接したらいいのか戸惑う親の様子等を垣間見ることも増えてきました。そこにはこれまで子どもが身近にいなかったという体験不足からくるのではないかと思われる育児不安も含まれていました。育児不安を解消するためにどんな手立てが打てるのか、親になるもつと前から「子どもってこんな感じ」という感触をつかんでおくことが必要なのではないか・・・と、『年長児童と赤ちゃんのふれあい交流』研修に参加すること等をしながら模索していた矢先、東宇治中学校の前PTA会長から中学生と赤ちゃんの交流ができないものかという提案がありました。年の離れた赤ちゃんが生まれた生徒の保護者が、学校へ赤ちゃんを連れて来たところ、生徒達が普段にない柔らかな表情で接するのを目の当たりにしてのことでした。

初の取組みに民生児童委員協議会や

PTAの方への協力を仰ぎながらも事故への対応等、社協も学校も不安が尽きませんでした。しかし、いざ授業の一環で交流事業が始まると、お母さん達のあたたかな語りかけと、赤ちゃんのおだやかな表情に助けられ、生徒達も照れくさそうできて、また優しい笑顔で、赤ちゃんとおふれあう様子を見てみると、そんな不安も吹き飛んでしまいました。



「赤ちゃんは小さくて、軽くて抱っこもしやすかったけど、逆にちよつとしたことで、怪我をしまいそうで、とても弱い感じがした。やっぱり気をつけて接しないといけないなと思った。」「お母さん達から話を聞いて赤ちゃんを育てていくのは大変だと思った。けれどもお母さん達の顔を見ると本当に優しくそうな顔をしていて大変だけれど楽しいんだと思った。」「自分もこんな時期があったと思うと親にも迷惑かけたんだなあと思った。」等々、生徒達の素直な感想が寄せられました。

また、お母さん達からは、「今の中学生に対してもつとかまえた気持ちで来たけど、

案外素直だし、ちょっと安心しました。」

「今の中学生も私達の頃とあまり変わっていないなと思った。」「中三ってまだ可愛いものなんだなって思えました。子育ての行く末に希望が持てたような・・・。」と感想が寄せられました。



心配していた「赤ちゃんボランティア」の募集については、予想を上回る四十一組

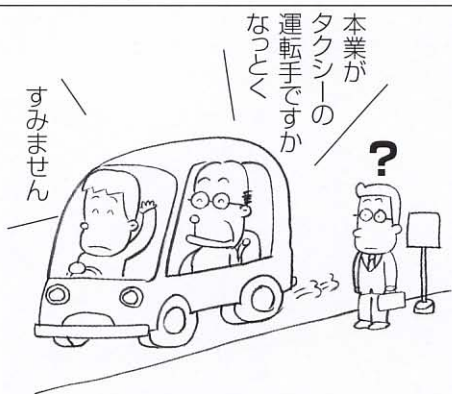
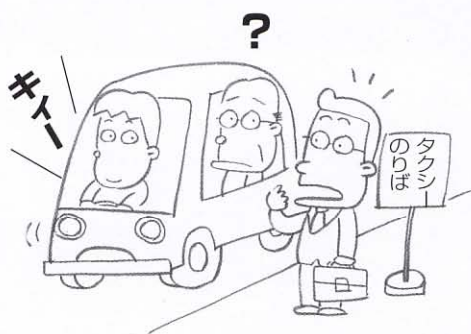
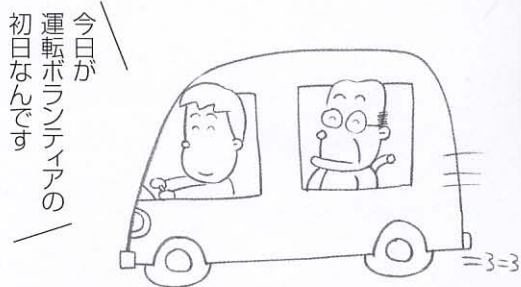
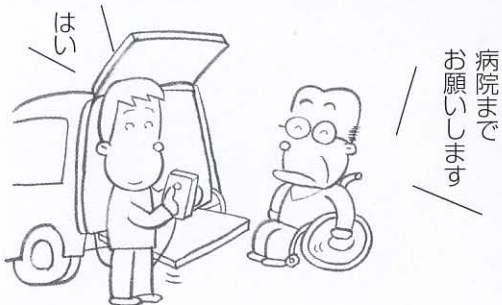
の親子が申し込んできてくれました。二クラスの授業に協力して下さった方も多く、一学期に実施した四クラスで延六十二組の協力をいただくことができました。今回の「赤ちゃんボランティア」の参加動機として、「赤ちゃんからボランティア

アできるんだ!」「この時期にしかないし私の子でよければ・・・。」という思いで申し込みにくださった方が多くいらっしゃいました。赤ちゃん連れでは何もできないというのではなく、特別なことをしなくても、十分ボランティアになるという点や今だからできるという点がうまくアプローチできたのでは

ないかと思われれます。

さらに、今回実現できた背景には社協が日頃から『赤ちゃん広場』や『サロン事業』を通して、子育て世代とつながりがあったことも大きな要因です。実際、ご協力をいただいた四十一組の親子の内、七割近い親子が一度は社協の子育て応援事業に参加したことがあったり、関わりのあるサロンで活動されている方達でした。社協と顔が見える関係であったことは参加するにあたって安心感につながりますし、そのような土台があったからこそ実現できた事業です。今回参加してくれた赤ちゃんが、将来地域を支えてくれるようになることを願いつつ、今後ともこのつながりを大切にしていきたいと思えます。

運転ボランティア



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。
保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

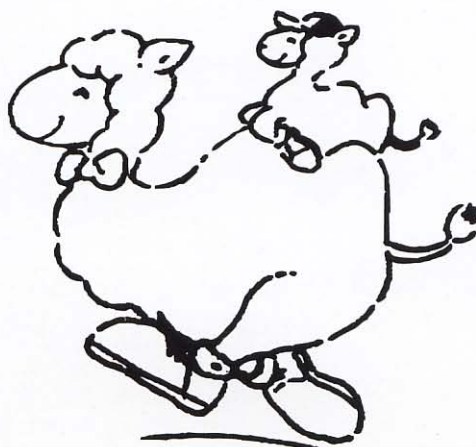
まごころワイド

問合わせ・申込先

もありません

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6295



勇気ある一歩を支える「安心」

ぱらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。



挑戦はこれから

アテネパラリンピック水泳選手 北村友里さん

もう一つのオリンピック、アテネパラリンピックは、九月十七日から二十八日までギリシャアテネで開催されます

障害に負けないアスリートの一人。京都から水泳選手として参加する北村友里さん（二十五歳）は、アテネパラリンピックで百メートル平泳ぎに、出場します。

水泳の練習以外の生活について尋ねると、「朝から、一時間〜一時間半全力で泳ぎきったら、疲れて、家では寝てま〜す！」と笑顔で答える北村さん。

北村さんは高校二年生（十六歳）の時に脳腫瘍の手術をしました。再発防止のために三ヶ月半の放射線治療を受けて退院。そして希望に満ちて専門学校に通い始めたその年の六月に再び入院。放射線を照射した脊椎が損傷し、車椅子生活を余儀なくされてしまったのです。十九歳のときのことです。

しかし、北村さんには三歳の時からずっと続けていた水泳がありました。高校二年生の大病から立ち直る時、そして、後に脊椎損傷でハンディを負った時、いずれの時にも幼い頃から水泳で鍛えられた心身と持ち前の明

るさで乗り越えてきました。水泳がなければ、生命も危うかったかもしれないと語ります。

「水泳ですかあ、大好きでないとここまでやれないですよ」とはにかみます。

北村さんは、十五歳の時から、夏休みなどに、水泳指導員をやっていました。また、京都府障害者スポーツ振興会のボランティアで障害をもった人々とのふれあいもありました。ですから、専門学校では、障害者スポーツのインストラクターになるために学びはじめて

いたのです。

ところが、その専門学校に通いはじめた直ぐに自らが障害を背負うこととなったのです。

障害者スポーツの水泳競技として、本格的にトレーニングをはじめたのは去年の二月頃からです。京都ファミリーの升田哲雄コーチの指導のもとで水泳練習の質がずいぶん変わり、多くのアドバイスを受けられるようになりました。

「もちろん、メダルもめざします。けれど、アテネは最終目標ではなく通過点。泳ぎも自分自身もまだまだ向上させていきたい。やりはじめて一年半、挑戦はこれからです。」

北村さんは、一人の自立した人間として高まるために、途中断念せざるをえなかった大学の学士を取得するため、いま大学のスクーリング（社会福祉士の資格も取れる）に通っています。「朝から夜の七時まで授業がビッシリあるんですよ。」と。そして、「だれもが当たり前に行っているように卒業して、仕事に就いて経済的にも自立をしたいのです。」

北村さんのその表情は、女性としても、一人の人間としてもたくましく、キラキラ輝いていました。

スポーツをこよなく愛する北村さんは、最後に「いま、私がここで練習するため、車椅子が通れるようにプールへの通路の段差解消や練習プログラムの設定・調整など、コーチをはじめ施設に苦勞をかけた。障害者スポーツへの理解と障害の有無に関わらず誰もが等しくスポーツをすることが出来る環境にもっともっと充実してほしい。」と語ってくれました。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注. 従来のメールアドレスは、コンピュータウィルス対策のため廃止しました。本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。)